認知症個人賠償責任保険を扱う事業者等の情報提供に係るホームページ掲載要領

(令和6年9月26日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、「認知症個人賠償責任保険」を扱う事業者の情報を仙台市ホームページに掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 仙台市ホームページ 仙台市ホームページ内の地域包括ケア推進課のホームページ
 - (2) 認知症個人賠償責任保険 認知症の人およびその家族が法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償す る保険及び他の保険に附帯できる同趣旨の特約

(仙台市ホームページに事業者の情報を掲載する目的)

第3条 市が認知症個人賠償責任保険に係る情報提供を市民に対して行うことにより,認知症の人及びその家族が,現在加入している及び加入を検討している保険の理解を深めることで、認知症になっても,尊厳を保持しつつ安心して希望を持ち,暮らし続けることができる共生社会を実現することを目的とする。

(仙台市ホームページへの掲載の対象となる事業者)

- 第4条 仙台市ホームページに掲載する事業者は、次の各号の要件をいずれも満た す者とする。
- (1)次のいずれかに該当すること。 ア 保険業法第三条に規定されている損害保険業免許を受けていること。 イ その他市長が認めたもの。
- (2) 市民に提供できる認知症個人賠償責任保険を扱っていること。

(仙台市ホームページへの掲載事項)

- 第5条 仙台市ホームページに掲載する事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 事業者名 通称名がある場合,併せて掲載する。

- (2) 認知症個人賠償責任保険を付帯できる主保険種別
- (3) 認知症個人賠償責任保険を付帯できる主保険の商品名
- (4) 前号に付帯できる認知症個人賠償責任保険商品名
- (5) 問い合わせ先 名称,電話番号その他の連絡先,受付日時を掲載する。
- (6) 備考 補償対象となる条件(例えば、物損のみ補償対象等)等を掲載する。

(掲載の申請)

第6条 仙台市ホームページへの掲載を希望する事業者は、「仙台市ホームページ への掲載等申請書」(様式第1号)に、第5条(3)~(4)の内容等が分かる ページをヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したものを添えて市長に提 出しなければならない。

(掲載の承認等)

- 第7条 市長は、前項の申請について仙台市ホームページへの掲載の承認を「仙台市ホームページへの掲載承認通知書」(様式第2号)により、不承認を「仙台市ホームページへの掲載不承認通知書」(様式第3号)により事業者に通知する。
- 2 前項の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、仙台市ホームページへの 掲載は行わない。
 - (1) 法令その他公序良俗に反する場合
 - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
 - (3) 問合せ先又はリンク先の内容が、当事業の目的に合致しないおそれがある場合
- 3 市長は、第1項の通知で掲載を承認する場合は、第5条(1)~(6)に定める事項を同通知に基づいて仙台市ホームページに掲載する。

(事業者の責務)

- 第8条 仙台市ホームページへの掲載が認められた事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 問合せ窓口の担当職員に市民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。
 - (2) 市民の利便性の向上を図るため、常に最新の情報を事業者のホームページ、問合せ窓口等において、分かりやすい説明、表現に努めること。
 - (3) 事業者のホームページ, 印刷物等において, 事業者の商品を仙台市が推奨しているかのような誤解を与え, 又は消費者の利益及び公正な競争を妨げる

おそれのある表現を用いないこと。

(4) 仙台市ホームページ掲載期間中は、少なくとも年に1回は問い合わせ先及 びリンク先の確認をすること。

(掲載事項の変更)

- 第9条 仙台市ホームページへの掲載後,第5条(1)~(6)の掲載事項の変更を希望する事業者は,「仙台市ホームページへの掲載等申請書」(様式第1号)に,変更を確認するために必要な書類を添えて,市長に掲載事項の変更を申請しなければならない。
- 2 市長は、掲載事項の変更に係る申請について、第7条に準じた処理を行う。

(掲載の終了)

- 第10条 仙台市ホームページへの掲載後,掲載の終了を希望する事業者は,「仙台市ホームページへの掲載等申請書」(様式第1号)により,市長に掲載の終了を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請について、仙台市ホームページへの掲載終了を「仙台市ホームページへの掲載承認通知書」(様式第2号)により事業者に通知する。
- 3 市長は、前項の通知に基づいて仙台市ホームページから事業者の情報を削除する。

(掲載の中止)

- 第11条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは仙台市ホームページへの掲載を中止することができる。
 - (1) 第4条(1)~(2) のいずれにも該当しないと認められるとき
 - (2) 第8条(1)~(4) に掲げる事項を遵守しないと認められるとき
 - (3) 仙台市ホームページに掲載している情報に誤りが認められるとき。
 - (4) その他, 仙台市ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき

(免責)

第12条 仙台市は、仙台市ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、認知症個人賠償責任保険に関する仙台市ホームページへの掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要領は、令和6年9月26日から実施する。